

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

#### (1) 参加と協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、参加と協働によって地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安全で安心して暮らせる地域福祉社会を形成するため、行政だけでなく、地域住民をはじめ、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域のしくみを構築することによって、本計画の推進を図ります。

また、本計画は、福祉、保健、医療のみならず、教育、まちづくりなどの他分野にも関わる福祉分野における基本計画として位置づけられています。

そのため、各分野の計画策定にあたって、地域福祉の視点から積極的に関与し、個別計画との連携を図るとともに、全庁的な取り組みにより本計画の推進を図ります。

#### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。

本計画においても、社会福祉協議会は民間の立場で地域福祉活動を推進する中核的な機関として、大きな役割を担うことが期待されています。

また、民間としての地域福祉活動を実践する計画として社会福祉協議会で地域福祉活動計画が策定されています。

今後、本計画の実効性を図るため、社会福祉協議会と連携するとともに、社会福祉事業者、関係機関等とのネットワークを確立します。

---

### ( 3 ) 進行管理方法

地域福祉の推進には、長い熟成期間を必要としますが、これらをより強力に推進するためには、それぞれの連携や協力はもとより、行政自らも、こうした地域での市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、また積極的で主体的な取り組みが継続されるよう、常に支援していく必要があります。

計画の適切な進行管理を進めるために、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて検討していきます。

また、計画の実施状況については、ホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

---

## 2 計画の普及啓発と実践

地域福祉は、行政、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取り組みと方向性について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

### (1) 市民への計画の普及

本計画の内容については、ダイジェスト版やホームページなどにより公表し周知を図ります。

また、より普及を図るため、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めています。

### (2) 事業者などへの計画の普及

市内の福祉関係の事業者をはじめ、企業などに対して、本計画に対する理解を促進し、ボランティア、NPO、事業者、企業における計画の推進にあたっての取り組みを普及啓発します。

### (3) 地域における計画の推進

地域の実情に応じたきめ細かいサービスを実現するには、行政だけでなく、市民、関係団体、NPO・ボランティア、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担いながら協働する必要があります。

市民は、地域で気になることや支援を必要とする人がどこにいるのかなど、暮らしている地域の状況を誰よりも知っており、困っている時に、支援を求め合える地域関係をつくっていくとともに、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止められる、地域福祉の担い手であります。声掛けやちょっとした手伝いなど自分が直ぐにでも取り組めることを具体的に考え、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

関係団体やNPO・ボランティアは、そのような市民に最も身近な団体であり、市民が活動へ第一歩を踏み出すためのきっかけとなる機会をつくるとともに、これらの機会や日頃の活動を通して、地域の特性や情報を集め、地域の福祉課題の解決に向けた活動を担う核として、様々な団体と協力、連携することが望まれます。

このため、本計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な取り組みの展開を促進します。